

寄附申込書

令和 年 月 日

公益社団法人
日本認知症グループホーム協会
会長 河崎 茂子 殿

住 所 (所在地)
〒

氏 名 (団体・法人名)

(代表者・個人名)

印

公益社団法人日本認知症グループホーム協会のグループホームケアの質の確保と技術の向上と、それを保証する教育・研修の確立、運営費の確保、情報開示と人権擁護などの事業目的に賛同し、下記のとおり寄附をします。

記

1. 金 額 金 円也

2. 形 態 個人・団体・法人 (希望するものを○でお囲みください。)

3. 送 金 予 定 日 年 月 日

4. 個人情報の取扱 個人情報公開について下記のいずれかを○でお囲みください。
取得した個人情報は、当協会のホームページ・機関誌『ゆったり』等で紹介し顕彰させていただきます。

氏名の公開を希望 (する しない)

寄附金額の公開を希望 (する しない)

*未記入の場合は、非公開とさせていただきます。

以上

ご連絡先	
氏名 (団体・法人名)	
(団体・法人の場合、連絡担当者) 役職・氏名	
T E L	
F A X	
ご指定の用途	

■税法上の優遇措置

当協会は、平成 22 年 4 月 1 日をもって、内閣総理大臣から「公益社団法人」の認定を受けたことにより、「特定公益増進法人」に該当することとなりました。特定公益増進法人に対する寄附金は、税法上、優遇措置の対象となります。

1. 個人様によるご寄附の場合 (所得控除)	
その年の寄附合計額のうち 2,000 円を超える金額につき適用されます。	
寄附金額 - 2,000 円 = 所得控除額 (総所得金額等の 40%相当額が限度)	
例	≪10 万円を寄附した場合の所得税減少額例≫ (ご参考) 所得金額が 330 万円超 695 万円以下の方 : 19,600 円 " 695 万円超 900 万円以下の方 : 22,540 円 " 900 万円超 1,800 万円以下の方 : 32,340 円

2. 法人様によるご寄附の場合													
以下の計算式の額を限度として、寄附金額を損金算入できます。													
特定公益増進法人に対する 寄附金に係る特別損金算入限度額 (資本金等の金額×0.375%+所得の 金額の 6.25%) ×1/2	一般寄附金に係る損金算入限度額 + (資本金等の金額×0.25% +所得の金額の 2.5%) ×1/4												
※ 特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。													
例	≪20 万円を寄附した場合の損金算入額例≫ (ご参考)												
<table border="0"> <tr> <td>資本金</td> <td>所得の金額</td> <td>損金算入限度額</td> <td>損金算入額</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円</td> <td>1,000 万円</td> <td>40 万円</td> <td>20 万円</td> </tr> <tr> <td>1,000 万円</td> <td>500 万円</td> <td>21.25 万円</td> <td>20 万円</td> </tr> </table>	資本金	所得の金額	損金算入限度額	損金算入額	1,000 万円	1,000 万円	40 万円	20 万円	1,000 万円	500 万円	21.25 万円	20 万円	※ 所得の金額とは、申告調整後の当期利益の額で、寄附金の額は含まれます。
資本金	所得の金額	損金算入限度額	損金算入額										
1,000 万円	1,000 万円	40 万円	20 万円										
1,000 万円	500 万円	21.25 万円	20 万円										

■申告方法

確定申告書には、当協会が発行した領収証を添付する必要があります。

■お振込み口座について

【金融機関】：みずほ銀行 四谷支店

【口座名】：(株)ニホンチヨウグループホームキョウカイ だて化ヨリジ カワキ シゲコ

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 代表理事 河崎 茂子

【口座番号】：普通 1205480

■お問い合わせ先

ご質問等につきましては、下記までお気軽にお問い合わせ下さい。

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 事務局

Tel:03-5366-2157 E メール: info@ghkyo.or.jp

- * ご記入いただきました個人情報、内容確認が必要な場合のご連絡、入金確認後の領収書の発送のみに使用させて頂き、法令の規定に基づく場合を除き第三者に提供することはありません。
- * 損金算入限度額はその法人の資本金や所得金額によって異なりますので、お近くの税務署や税務相談室、税理士にご確認下さい。